
平成29年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成29年9月27日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成29年9月27日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第9号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第10号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第1号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第12 議案第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第13 議案第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第14 議案第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(討

- 論・採決)
- 日程第15 議案第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第16 議案第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第17 議案第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第18 議案第8号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第19 議案第9号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算(第1号) (討論・採決)
- 日程第20 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第21 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第22 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第23 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第8 認定第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 認定第9号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 認定第10号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第1号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第12 議案第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第13 議案第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第14 議案第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第15 議案第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第16 議案第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第17 議案第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第18 議案第8号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第19 議案第9号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第20 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第21 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第22 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第23 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命について
- 日程第24 議員派遣の件について

出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 藤本 淨孝君 | 2番 新田 健介君 |
| 3番 吉村 忍君 | 4番 砂田 雅一君 |

5番	田中	豊文君	6番	吉田	芳春君
7番	平野	和生君	8番	松井	岑雄君
9番	尾元	武君	10番	新山	玄雄君
11番	中本	博明君	12番	久保	雅己君
13番	小田	貞利君	14番	荒川	政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	舛本	公治君	議事課長	大川	博君
書 記	池永	祐美子君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木	巧君	代表監査委員	西本	克也君
副町長	岡村	春雄君	教育長	西川	敏之君
病院事業管理者	石原	得博君	総務部長	中村	満男君
産業建設部長	池元	恭司君	健康福祉部長	平田	勝宏君
環境生活部長	佐々木	義光君	久賀総合支所長	藤井	正治君
大島総合支所長	古崎	敏雄君	東和総合支所長	山崎	実君
橘総合支所長	林	輝昭君			
会計管理者兼会計課長				木村	秀俊君
教育次長	永田	広幸君	病院事業局総務部長	村岡	宏章君
総務課長	岡本	義雄君	財政課長	重富	孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。9月25日の本会議に続き、お疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

日程第10. 認定第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、認定第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

9月8日の本会議において、所管の常任委員会に付託をいたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、10議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） おはようございます。総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、9月19日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分と認定第9号については、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、総合支所関係では、空家有効活用事業について、物件の決定方法はどの質問に対し、車の進入が可能か、築後30年未満で10年間貸していただけるかという調査を行い、所有者と交渉している。一方で修繕費が300万円未満という制約もあり、加えて浄化槽の有無も重要と思われるとの答弁でした。

次に、税務課関係では、差押財産額は、差し押さえ等実績の件数で按分した金額になるのか。取立額というのは、どういう形の取立額なのかとの質問に対し、差し押さえ等実績の区分である

合計37件の差し押さえた額の合計が差押財産額となる。生命保険の解約返戻金支払請求権を差し押さえたときの解約返戻金の額が差押財産額となり、実際に解約したときの金額が取立額となる。預貯金の場合は、差し押さえた額を全額取り立てするので、差押財産額と取立額は同額となるとの答弁でありました。

次に、総務課関係では、消火栓ホース格納箱について、自治会が申請すれば必ず支給されるのか。また、申請から支給までどのくらいの期間を要するのかとの質問に対し、自治会、または消防団からの要望を受け、年1回の支給を実施している。毎年1月までに要望を取りまとめて資材を発注しているが、要望については、新規以外に破損や劣化したものを更新・交換することも多々あるので、要望のあった翌年度以降に支給する場合もあるとの答弁でした。

また、国民保護について、Jアラートシステムの運用は万全なのか。周辺には米軍岩国基地、伊方原発などの施設があり、ミサイルが飛来しないとは言えないのでしっかり対応をお願いしたいとの質問に対しては、Jアラートの運用については、定期的な放送テストを行っており、問題なく運用できている。国民保護については、国からの情報を町ホームページや町広報誌により提供し、非常時への対応は国・県と連携して行うとの答弁でした。

次に、自主防災組織について、訓練などの活動を実施しているようだが、組織の活動指導は行っているのか。自治会とは異なる自主組織であるから、自主防災組織の役割について指導してもらいたいとの質問に対しては、自主防災組織主催の訓練に係る経費や防災資機材等の購入に係る経費の一部について、自主的な活動の促進を図ることを目的として補助金を交付している。また、自主防災組織が行う防災講演会等の活動に対しては、講師の紹介や職員の派遣等を行うことで組織の育成を図っているとの答弁でありました。

次に、財政課関係では、総務省より地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申し出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方法が出されている。周防大島町からも福祉事務所設置町村に係る経費の基準財政需要額への算入について要望されており、結論を持ち越されていたと思うがとの質問に対し、平成28年度までは特別交付税対象であったが、平成29年度分からは、およそ2億8,000万円から9,000万円程度が普通交付税に算入されることとなるとの答弁でありました。

多数の地方自治体が、法定率の引き上げによる地方交付税総額の確保を要望しており、病院事業債に係る普通交付税算入上限や公立病院等の施設整備費に係る建築単価の上限額の見直し、人口減少の課題に対する財政需要の確保を要望している。この制度を活用し、基準財政需要額に算入されるよう積極的に要望は行っていくべきではないかとの質問に対しては、多くの市町村から要望されているので、検討して意見を述べていきたいとの答弁でありました。

次に、政策企画課関係では、定住促進協議会の移住相談に関して、移住者数が平成27年度か

ら減じているようだが、その要因をどう考えているかとの質問に対し、平成27年度に移住者数が増加したのは、町のPR動画が総務大臣賞を受賞したことや周防大島町が紹介された里山資本主義が全国的に取り上げられ、知名度が上がったことが要因と思われるが、その効果が薄れてきたことで平成26年度並みに戻ったと思われるとの答弁でした。

委員からは、YouTube等の閲覧回数が減っているように思われるので、投稿の工夫をしてはどうかとの意見もありました。

次に、教育委員会の総務課関係では、情島小中学校の関連で、休校と廃校の使い分け方はどの質問に対し、休校の場合は学校設置条例上は今も存在しており、休校期間である5年の間に児童・生徒が帰ってきたとき、学校を再開する必要が生じる。廃校の場合は設置条例から削除されるとの答弁でありました。

さらに、情島小中学校の跡地利用の進展はありましたかという質問に対しては、自治会の要望として、伊の浦地区の高齢者の入居要望を検討し、転用は可能ですが、施設の改造や償還金の返還等の問題もあり、その後進展はないとの答弁であり、委員から、あけぼの寮移転、小中学校の休校で地元は落ち込んでいる。何年も回答を見送るのではなく、スピーディーに処理していただきたいとの意見がありました。

次に、語学留学の研修先について、研修先をフィリピンからハワイへということは検討したのか。来年度以降もセブ島での実施を継続するのであれば、その理由を示すべきであるとの質問に対して、山口大学との連携協力、和木・阿武町との調整も必要であり、現在、業者に対して比較検討の資料を依頼している。フィリピンは英語が公用語できれいな英語を学べ、また、人件費が安価で効率のよいマンツーマンの授業が受けられるので、山口大学も研修先としている。英語に特化して集中的に語学研修をするためにセブ島を選択しているところだが、ハワイへの変更については今後も検討していくとの答弁がありました。

このことについて、町が昔から進めるハワイとの国際交流を前面に出すのならセブではない。もう一度考えるほうがよいと委員からの意見がありました。

次に、学校統合について、最終的に残った4つの方針案から選択しなければいけなかったのか。学校統合について、②案の段階的統合に決まったということですが、③案の1中学校複数校舎案とした場合、3中学校を統合しての複数校舎案は検討されてなかったのかという質問に対し、平成27年度実施の中学校統合に関する町民意識調査の結果を踏まえ、教育委員会でまず4案を作成し、その後、学校運営協議会との協議・調整を踏まえ、最終的に2案に絞り込んだ後、町議会全員協議会に御説明しました。また、この段階では4中学校を対象とした1中学校4校舎案だったとの答弁がありました。

委員から、小規模校と1クラスの人数が少ないということはリンクしていない。世界の動きよ

り、周防大島町の地域に合った教育方針がある。今、教育委員会がやることは自信を持ち進めたほうがよい。実現できるように対応していただきたいとの意見もありました。

学校教育課関係では、英語教育を進める中でALTを週当たり小学校1日、中学校が1.5日としているということだが、中学校は受験に対する対応も必要であろうから小学校へのALT派遣のほうが、より効果があると考えられるとの質問があり、ALTは中学校配置からスタートしたため、現在、中学校の配置時間が多い状況である。学校のニーズも聞きながら、検討することとしたいとの答弁がありました。

社会教育課関係では、昨年、一昨年と四境の役150年記念事業を行い、いろんな意味で成果が上がったと思う。来年は明治維新150年で県も力を入れているので、町は今後どのような展開を考えているのかという質問に対し、ふるさとの歴史を見直すチャンスとなり、実行委員の皆様には大変お世話になった。また、リーフレットやDVDを作成し町外にもPRすることができた。シンポジウムの中で小学生の発表があるなど、子どもたちも郷土の歴史に誇りを持てたと思うので、一過性にならず今後も継続していきたい。

県は明治維新150年事業を立ち上げ、やまぐち花博へと結びつけられている。本町において今後、観光と文化をどうつないでいくかが課題となっているとの答弁がありました。

なお、契約監理課、会計課及び議会事務局の説明に対しては、特に質問がありませんでした。

以上が、認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての主なものであります。

次に、認定第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員より、航路の運営に対する国庫補助金と県補助金はどういう基準で入ってくるのか。運営経費赤字に対して何割とかあるのかとの質問があり、国の赤字補填を除いた残りの地方負担額のうち、実質収支率が標準収支率に達していない部分の3分の1を町が負担し、残り全てを県が負担するようになっているとの答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長長に対する質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 1点だけ、政策企画課関係で地域おこし協力隊に関する質疑はございましたか。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） ありませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでございました。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井民生常任委員長。

○民生常任委員長（松井 岑雄君） 改めましておはようございます。民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、9月13日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査に当たりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号並びに認定第10号について、お手元に配布いたしておりますとおり、委員会審査報告書のとおりであります。全件とも認定すべきものと決定をいたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、認定第1号一般会計決算のうち福祉課関係では、委員より、公立保育所で延長保育をしない理由はとの質問に対して、これは制度上の問題ではなく、待機児童がいないうえ、定員割れの保育園が多い中、園児の奪い合いを助長することにもなるため、私立でできることは私立でと考えているとの答弁でした。

保育所英語講師派遣事業は、どのような方法で実施をしているのかとの質問に対して、月2回の実施で1回が約1時間、年少から年長までを対象とし、講師が1回に2園を訪問しているとの答弁でした。

敬老事業費の内訳はとの質問に対して、70歳以上を対象として、社会福祉協議会へ補助金を交付している。賞賜金は90歳以上が対象で、事業費に含まれているとの答弁でした。

生活困窮者自立支援事業の中で、任意事業（就労準備支援事業等）は導入を検討するとあるが、その進捗状況はとの質問に対して、国の見直しにより、家計相談支援事業が必須化されるかもしれないため、現在、実現に向けて検討中であるとの答弁でした。

次に、介護保険課関係について、委員より、CCRCネットワーク推進事業にあたり、コンサルはどのように関わっているのか。また、病院事業局の施設との連携は協議の中に入っているのかとの質問に対し、協議会は、地方創生のキーワードである、産（産業界）官（行政）学（教育機関）金（金融機関）労（労働団体）言（メディア）の代表者で組織している。

コンサル委託としては、山口銀行が地方創生のためにつくられたYMZOPにCCRCの構想策定にかかわる委託を行った。そして、山口大学にはサロン等社会実験の事業化に向けた検証を委託した。協議会委員には病院事業局の石原管理者に入ってもらい、町立病院や老人保健施設等

の意見をいただいたとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より、健診・検診事業全体について、それぞれ対象者は多いものの、受診者が少ないため、町が勧める早期発見・早期治療につながらないおそれがある。何らかの対策や啓発を考えているのかとの質問に対し、毎年、前年度末に町民に対して希望調査を実施し、特定健診及びがん検診は、平日や休日、早朝、夕方のほか、各地区を巡回し実施をしている。

肺がん検診については、10人以上集まれば地域に出向いて実施する旨を投げかけているが、現実的にはなかなか集まらない。町民の方々の意識改革も必要であると実感しているとの答弁でした。

国庫支出金の国保基盤安定負担金2,917万2,000円には、低所得者が多い自治体への財政支援や、子供が多い自治体に対する助成、保険者努力支援の負担金も含まれているのかとの質問に対し、これは、保険税軽減対象者のうち、一般被保険者数に応じて平均保険税の一定割合を公費で補填する保険者支援分の負担金であり、軽減総額を基準に算定する保険税軽減分は含まれていない。

また、子供の被保険者数に基づく財政支援のほか、平成28年度から前倒しで実施され、保健事業等の取り組みに応じて交付される保険者努力支援制度分については、どちらも国の特別調整交付金へ反映される。

基盤安定負担金は、県単位化にかかわる制度改革に伴い平成27年度から拡充されたが、この公費の拡充がなかった場合の国庫負担金の額は、試算によれば、平成27年度は1,990万円、平成28年度は1,680万円余りも減額となるとの答弁でした。

次に、認定第2号国民健康保険事業特別会計決算の税務課関係では、委員より、不納欠損で、地方税法第15条の7第4項及び同条第5項の内容はどの質問に対し、第4項の場合は、同条第1項により滞納処分の執行を停止した後、執行停止時と変わらない状況が3年間継続したときは、不納欠損を行っている。

第5項の場合は、同条第1項第1号により滞納処分の執行を停止した後、例えば納税義務者が死亡し、相続人がいない場合等、全ての相続人が相続を放棄した場合等、徴収することができないことが明らかである場合には、即時で不納欠損を行っているとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より、基盤安定繰入金はどのような形で繰り入れているのか。国費と県費を合わせているのかとの質問に対し、保険者支援分は国が2分の1、県4分の1、それに町費4分の1を加えて繰り入れる。保険税軽減分は県費4分の3に町費4分の1を加えている。

実績額は、保険者支援分が5,834万4,000円、保険税軽減分が1億2,433万

9,678円となっているとの答弁でした。

次に、認定第3号後期高齢者医療事業特別会計決算については、こちらにつきましては特に質疑はございませんでした。

続いて、認定第4号介護保険事業特別会計決算について、委員より、介護保険料の滞納について、推移はどのようになっているかとの質問に対し、滞納額は平成27年度よりも下がっている。全体の収納率は99%を超えているが、年金額が年額18万円以下の普通徴収の徴収率は約93%となっている。

滞納するとサービスを受けるときにペナルティがあるので、できるだけ納めていただくように対応しているが、なかなか厳しく、ここ数年は93%前後で推移しているとの答弁でした。

次に、認定第10号公営企業局企業会計事業決算についてですが、説明に先立ち、石原病院事業管理者から周防大島町の医療及び介護に対する考え方等についての発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

本年3月に策定した新公立病院改革プランでは、公・民の適切な役割分担のもと、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院に安定経営させることにより、僻地医療や高度先進医療等を提供するという、重要な役割を継続的に担っていくことが求められています。

そのためには、医師をはじめとする医療スタッフを適切に配置できるよう、必要な機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続的な病院経営を目指す必要があります。

3病院、2老健、看護専門学校、訪問看護ステーション、4居宅介護支援事業所及び健診、健康の健、それに検査の検診の事業を維持することにより、私たちは常日ごろより、町民に安心安全な医療・介護・福祉を提供するため、本来の目的である公共の福祉を増進するという法律の趣旨に従ってなされたかどうかについて、これを考え、事業運営に努めているところです。

柳井広域医療圏における地域住民のニーズを的確に把握したうえで、それぞれの施設の存在意義と将来におけるありようを明確に設定し、本業である医業そのものを抜本的に見直し、医業収支の黒字化を確保し、事業経営としての存続を確実に担保すべく、実効性のある具体的な方策の策定と早急なる実行を決すべきという、避けて通れない緊急の命題に取り組みたいと考えています。

地域住民に安心安全な医療・介護・福祉を提供するため、経営改善はもとより、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう、職員一丸となって努力してまいります。

石原管理者からは以上であります。

それでは、質疑の内容について主なものを報告いたします。

委員より、2老健について、入所稼働率90%前後で赤字であるなら、稼働率100%では黒字になるのか。なぜ赤字になるのか現状を踏まえて答弁をとの質問に対して、やすらぎ苑につい

ては、入所者の介護度が低いため、稼働率を100%にしても黒字化はほとんど不可能かと思われる。

黒字化だけを考えると、介護度が高い民間の特別養護老人ホームとの兼ね合いが生じるうえ、介護度の低い人の受け皿がなくなるおそれもある。

さざなみ苑についても民間との競合が生じるが、通所を増やすことで多少の増収は見込めるとは言え、2老健ともに、入所者の介護度や介護報酬改定の影響を受けることは必須であるとの答弁でした。

地域包括ケア病床の現在の稼働状況と今後の見込みはどの質問に対して、16床のうち10床が稼働している。増収につなげるため、今後は30床に病床転換を目標としている。ただし、在宅復帰先がない、特別養護老人ホームに復帰するための要件として介護度3以上がないなど、患者が地域包括ケア病床の対象とならない問題も見受けられるとの答弁でした。

建物等のハード面が整ったことをいかに町民に伝え、患者として来ていただけるよう、どのように考えているのかとの質問に対し、医師の充実はもとより、民間のサービス精神を見習い、接遇面もより良くしていきたい。

外来患者はもちろんのこと、入院患者を増やし増収につなげるためには、病床転換等で単価を上げることが大事となるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容であります。民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果についての報告を求めます。平野建設環境常任委員長。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月15日、委員7名出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

審査にあたりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第5号から認定第8号については、認定すべきものと決定いたしました。

審査にあたりました順に沿って、その過程における発言のうち主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、浄化槽の設置実績に旧町でかなりの差があるが、全体計画に対してどれくらい進捗しているのかとの質問に対して、計画自体は年に60基を掲げているが、年度によってばらつきがあり、ここ数年は20基前後で推移している。下水道エリア以外が補助エリアということになり、久賀・大島地区の下水道事業が始まり、浄化槽エリアが減少したことも影響して、件数としては落ちついている。

平成29年度から補助額のかさ上げを実施しており、年間50基を計画しているとの答弁がありました。

合併浄化槽の補助対象は個人だけで、店舗のみは対象外なのかとの質問に対して、住宅に対する汚水処理の普及を進めるために始まったと理解しており、専用住宅が対象で、住居兼用店舗は店舗部分が延床面積の半分を超えないものが補助対象となる。飲食店は人槽が大きくなるため、10人槽を超えてしまうと補助はないとの答弁がありました。

認定第5号簡易水道事業特別会計について、委員より、柳井地域広域水道企業団構成市町の水道料金が山口県内で最も高い状況下、料金の引き下げや水価の安定について、今後の対策を考えているのかとの質問に対して、受水費3億円余りの負担が、料金水準を引き上げる大きな要因である。水道企業団の経営を考えると、契約水量が足かせとなって受水費の引き下げは難しいと考えている。将来的な施設更新費用を余り積み立てていないという中で、受水費引き下げに消費してしまうと、施設の更新時期には、構成市町から別途負担金を求めなければならないことになるとの答弁がありました。

認定第6号下水道事業特別会計について、委員より、現在の下水道普及率は36.9%、これの将来的な目標数値はとの質問に対して、現在進めている久賀・大島の下水道整備が平成47年までかかるが、そのころが65%程度と見込んでいるとの答弁がございました。

認定第7号農業集落排水事業特別会計について、委員より、久賀・大島地区完了後、一般会計からの繰入金については見通しをつけているのか。また、公共下水・農排・魚排との使用料の統一はどうかとの質問に対して、下水道事業も公営企業会計化をにらんでおり、資産等を調査し、繰入金がどの程度必要なのかを考えたい。

独立採算が原則ではあるが、使用料の改定や経費削減などを行い、事業として安定的に維持していかなければならないと考えている。なお、適正な料金水準については、下水道使用料検討協議会で審議していただくとしても、一般会計からの繰り入れなしには安定的な経営は難しいと考えている。また、使用料については、公共下水、農排、漁排とも同一の料金であるとの答弁がございました。

認定第8号漁業集落排水事業特別会計について、委員より、催告書発送の5件、これの年齢層や口座引き落としの有無はわかるのかとの質問に対して、把握しているとの答弁がございました。

次に、生活衛生課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、市町管理海岸漂着物回収処理事業補助金の概要はとの質問に対して、離島の漂着物回収については水産課、本島への海岸については生活衛生課とし、トータルで補助金を申請している。内訳は、海岸清掃時、ボランティアの皆さんへのゴミ袋と軍手に要する需用費及び委託料であり、生活衛生課の委託料としては約67万円を回収物の運搬費及び流木等の処分費として業者へ支払っているとの答弁がございました。

次に、商工観光課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、バス待合所設置事業補助金の補助率はどれくらいか、要望があれば随時行っていくのかとの質問に対して、補助金は上限32万円、条件は新築・大規模改修となっており、自治会からの申請を必要としているとの答弁がございました。

次に、水産課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、新規就業者の経営支援について、今後の見通し、効果、実情はどうなっているのかとの質問に対して、新規漁業就業者は4年間、県内1位を維持してきており、本町総合計画に掲げている目標は達成できる見込みである。

補助金を受けた新規就業者の補助金返還義務期間が終了し始めるので、漁協と協力してフォローしていかなくてはならないとの答弁がございました。

漁場清掃事業について、収集処理ゴミ量に制限はあるのかとの質問に対して、事業費の枠内となるので、年度内に処理できないものについては、次年度へ持ち越しとなるとの答弁がございました。

次に、建設課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、若者定住住宅用地整備事業を平成28年度に執行できなかった理由と現在の進捗状況はとの質問に対して、前年度に実施した調査業務において、候補地を小松開作地区に決定したことを受け、同地区内における適地の絞り込みや候補地として見込まれる場所ごとの用地交渉に時間を要したため、事業費の全額を平成29年度に繰り越すこととなった。

その後、地権者の方の御理解を得られ、現在のところは、分筆及び設計業務を発注し、事業は実施中であるとの答弁がございました。

次に、農林課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、担い手支援総合事業について、これまでに青年就農給付金を受けながら研修を行い、その後に就農をやめた人はいるのかとの質問に対して、就農をやめた人はいないとの答弁がございました。

アワサングの観光資源としての利活用と保全について、その方向性をどのように考えているのかとの質問に対して、平成27年度にPR用のDVDやステッカーを制作し、アワサングの活用を推進したのだが、メインはあくまでも保全であると考えているとの答弁がございました。

以上が、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 濟いません、農林課関係で、各加工施設運営実績というのがあって、この委員会の中で質疑をさせていただきましたが、その後、こういった補足説明として資料が配布されておりますけれど、これについて何か委員のほうから質問は、質疑はありましたでしょうか。

○建設環境常任委員長（平野 和生君） 先日、配布しましたよね、この資料。委員からの報告、意見等はございません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

認定第1号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 平成28年度一般会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

財政上の支出については、公債費負担比率、実質公債費比率、将来負担比率などは順当に下がってきており、公債費負担比率はまだ警戒ラインを脱していないとはいえ、この間の努力については賛成できます。

しかし、賛成できない点について、逐次述べていきます。

まず、再編交付金の歳入2億2,705万9,000円は、国の政策によって、米軍岩国基地をおいていることで、その騒音や環境への悪影響などに対する、いわば迷惑料の形で入ってきている財源です。

この歳入を受け入れることが、イコール米軍基地の拡大強化を受け入れる、あるいはそれを認めるということを意味しており、騒音に悩まされている町民の方々を犠牲にしての財源であり、問題の大きさから賛成できません。

ただし、その使い方に関しては、町民の要求にかなっている部分もありますが、本来なら防衛省から入るべきものではなく、お金をちらつかせて迷惑施設の受け入れを迫られているという性格の財源であるという点での反対であります。

この問題は、単に財政的な問題にとどまらず、平和をめぐる情勢にとっても米軍の基地がある

ことで住民が危険にさらされてしまうという問題にもなっています。国と国との争いを武力で解決する方法は、基地周辺の尊い命を犠牲にすることにもなり得るものであり、決して容認できません。

本町の財源をそうした基地に依存し続ける形で求めるべきではなく、例えば地方交付税法17条の4に基づく地方自治体から国への意見を上げることによって財源を確保する方法もあります。

実際、平成28年度以降の交付税算入に向けて、周防大島町が福祉事務所設置町村に係る経費の普通交付税算入を求めて、およそ2億9,000万円の影響額があったとのことでした。こうした形での財源確保であれば、私は大いに賛成できます。

次に、企画費の企画一般経費の委託料の中にある公共施設マネジメント基本計画策定の648万円の決算額についても反対します。

この計画書の策定は、総務省からの要請に基づく公共施設等総合管理計画書の策定をすることで、公共施設の集約化、複合化事業の計画の策定を行う、またはその事業を実施することで、事業費の90%を地方債で充当でき、そのうちの50%を基準財政需要額の割り増しを通じて交付税算入をするというふうにされているものです。

まさに、学校の統合もこれに乗っかかろうとしているものであり、保護者や生徒の多くの反対を完全に無視をして、ごり押しをするのは、こうした背景があるものと思われま

す。学校のほかにも公民館や図書館など、町内の似たような複数の公共施設をまとめるのが集約化であり、複合化とは、例えば学校と公民館あるいは図書館、あるいは中学校と小学校を1つにまとめることなどを、国から基本方針として指示されています。

本町のこの計画書には、中学校の統合計画とともに、小学校の統合についても複合も視野に入れ計画すると書かれてあります。

公共施設等総合管理計画書は、こうした国の指示、方針に従って、財源的に有利に進めようとするものです。この中には、行政サービス、教育行政の低下を招くものも含まれており、政策的にも反対です。

次に、町長交際費は300万円の予算額に対して支出済み額104万5,871円で、予算額のおよそ3分の2が不用額となっています。こうした事態が何回か続いているということも伺いました。

こうした予算と決算額の大きく違う事態を放置するのは、予算編成の原則の一つである厳密性の原則からいっても看過できないものです。改善を求めるとともに反対します。町長交際費は、とかく町民の方々から注目され得る歳出であり、予算決算上も、一点の疑義もないような状態にするべきです。

ほかには賛成できるものもありますけれども、以上を主な理由として、本決算認定に反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成28年度一般会計決算状況を見てみると、決算額においては歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額も前年度より減少したものの、実質単年度収支額は、今年度も1億6,000万円余りの黒字でありました。

また、財政分析指数では、経常収支比率については普通交付税の減により大幅な増となっている以外、実質収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率、将来負担比率とも減少していて、前年度より改善されております。

先日、各委員会に付託された決算審査においても、いずれの委員会も全員賛成または賛成多数で認定すべきものと決定したことからも、監査委員さんからの決算審査に対して決算計数は正確であり、執行は適正なものとして認められたとございます。

以上の観点から、平成28年度一般会計決算には賛成するものであります。議員各位におかれましても賛成していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩をします。

午前10時25分休憩

.....
午前10時36分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

28年度の国保会計は、9,837万6,363円の黒字になりました。しかし、平成27年度から交付されている保険基盤安定繰入金の保険者支援分が28年度では5,834万4,000円入っています。この繰入金は、国が2分の1、県と町が残りの4分の1ずつで構成されています。

この27年度と28年度の2年間、同じ金額が入っていたとすると、1億1,800万円余りの支援金が入っていることとなります。

国は、この財源を使って、被保険者1人当たり5,000円の国保税の引き下げ効果があると見込んでいることから、この繰入金の財源を使って国保税の引き下げを行わないままの黒字決算であり、その意味で反対です。

しかも、27年度では国保税の値上げが行われており、その値上げが今回の黒字に幾ばくかの影響を与えると見るべきであり、その意味でも反対です。

国保税を払いたくても払えない状況があることは全国的な傾向でもあり、全国保険医団体連合会の調査では、経済的理由による患者の治療中断があると答えた医療機関が40.9%もあったということです。

9月8日に発表された県の国保運営方針の素案には、県内の市町に対して国保税の徴収率をさらに上げるよう求めています。現年度分は1%、過年度分は5%上げることを目標にするよう求めています。ところが実際には、過去3年間の平均は現年分で0.7%、過年度分で3.88%の伸びでしかなく、取り立てをさらに厳しくしなければ、この目標は達成できません。

こうした姿勢では、経済的な理由による診療抑制や手遅れになってしまうケースが増えてしまうことになりかねないと思うのです。

こうした事態を防ぐためにも、医療費に対する国庫負担率を大幅に引き上げることを求めていき、減免制度の充実とともに、国保税の引き下げが必要であることを述べて反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告の

とおりに認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11. 議案第1号

日程第12. 議案第2号

日程第13. 議案第3号

日程第14. 議案第4号

日程第15. 議案第5号

日程第16. 議案第6号

日程第17. 議案第7号

日程第18. 議案第8号

日程第19. 議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第1号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）から、日程第19、議案第9号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）までの9議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は9月8日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 報告第1号

日程第21. 報告第2号

日程第22. 報告第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）から、日程第22、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）まで、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号から報告第3号、専決処分について御報告を申し上げます。

本件は、いずれも平成29年9月11日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきました和解及び損害賠償の額を定めることについて、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

報告第1号は、平成29年7月5日に、久賀保育園において公用車を後進させたところ、後方不注意により同園建物の壁面に接触し防水コンセントを破損させたものでございます。

本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が5,400円を賠償したものでございます。

報告第2号は、平成29年7月21日に、周防大島文化交流センター前の駐車場において公用車を後進させたところ、後方不注意により駐車していた車両の後部に接触しバンパー等を破損させたものでございます。

本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認いたしまして、町が11万9,486円を賠償したものでございます。

報告第3号は、平成29年8月4日に、久賀宗光地区の駐車場から国道437号線に合流しようとした際、前方不注意により縁石に乗り上げ反射板を破損させたものでございます。

本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が5,400円を賠償したものでございます。

なお、いずれも損害賠償の額は一般財団法人全国自治協会から9月19日に全額支払われておりますので、あわせて御報告申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第23. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第23、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることとございまして、これについて補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の中村篤生氏は、平成25年11月27日に周防大島町教育委員として御就任をいただき、本町の教育行政発展のため御尽力をいただいたところではありますが、来る11月26日をもちまして、その任期が満了いたします。

ここに、同氏の在任中の御苦勞に対しまして心から感謝をいたしますとともに、その御功績に

対し深く敬意を表するものでございます。

つきましては、後任の教育委員の任命を要するものでありますが、私といたしましては、温厚な人柄、責任感旺盛で判断力にも優れ、豊富な知識や経験を有しておられることなどを考慮いたしまして、引き続き中村篤生氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会にお諮りをする次第であります。

なお、同氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりでございます。

議員各位におかれましては、中村篤生氏の教育委員任命につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので質疑・討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これから起立による採決を行います。日程第23、同意第1号中村篤生氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中村篤生氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意することに決定しました。

日程第24. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり議員を派遣いたしたいと思います。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いた

しました。

これにて平成29年第3回定例会を閉会をいたします。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時56分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 中本 博明

署名議員 久保 雅己